

大学の教員自治を奪う学校教育法改正に反対する決議

千葉商科大学教職員組合執行委員会

2014年6月2日

2014年4月25日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正法律案」が国会に提出されました。この法案に含まれる学校教育法の改正は、大学運営に関する教授会の権限を無力にし、大学における民主的意思決定を破壊しようとするものです。

現行学校教育法第九十三条には、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と規定していますが、改正案の第九十三条第二項では、大学の意思決定権者が学長であることを前提として、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と教授会を位置づけています。掲げる事項としては、「一、学生の入学、卒業及び課程の修了、二、学位の授与、三、前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」と、大きく学長の判断に委ねられる形で制限されています。また、「学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」という第三項も、大きく学長に権限を委ね、その補助的な役割としてしか教授会を位置づけていません。

教授会は、憲法第二十三条が定める「学問の自由」を保証する大学自治の根幹を担う機関として、教育課程の編成、予算、採用・昇任の教員人事、学部長の選考、学生の身分等の教育・研究に関する重要な事項について、実質的な審議・決定権を有してきました。この改正案は、教授会を諮問機関に格下げし、教育・研究活動の現場における主体的な参加の権限と責任を奪い、学長による上意下達の強権的な大学運営を確立させようとするものになっています。そのような独裁制は、研究者による自由な研究や、それに基づく真理を探究し、社会の発展に寄与する大学の活動を阻害することにしかありません。

千葉商科大学教職員組合執行委員会は、以上のように大学の民主的意思決定を破壊する学校教育法改正に反対します。

以上